

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、J R 飯山線と北越急行ほくほく線の十日町駅が立地するほか、南北の幹線道路である国道 117 号が通っており、十日町市の交通の結節点となっている。

また、国道 117 号沿いに形成された商店街（本町 1 ～ 5 丁目）のほか駅通り商店街、高田町 1 丁目商店街にはアーケードが連続するほか、本町 5 丁目や昭和町通り、高田町 2 ～ 3 丁目商店街にも広い歩道と街路灯が整備されているなど、中心市街地の商店街エリアを中心に快適な歩行空間が確保されている。一方で、「駐車場をもっと整備すべき」などのニーズが高い（平成 22 年度市民アンケート調査より）。

区域の北部には、広域交流拠点である「越後妻有里山現代美術館キナーレ」や「道の駅クロステン」、十日町市総合福祉センター「サンクロス十日町」、さらに区域外となる東側には市民体育館、市民会館、中央公民館などの施設が集積しているものの、いずれも区域の周縁部付近に立地し、区域の中心部に位置する商店街との面的なつながりが弱く、活発な市民交流活動が行われても、中心市街地内のにぎわいにつながりにくくなっている。

また区域内には、旧娯楽会館跡地、旧田倉跡地等の遊休施設や空き地、空き店舗が存在しており、その活用が求められている。

(2) 市街地の整備改善の必要性

道路、公園、駐車場、駅などを整備するとともに、市民自らが休み処やトイレの提供を行う「おもてなし」を進めることで、市民や来街者が快適に回遊できる環境を整理するとともに、雁木や石彫等の十日町市の歴史・文化を発信する地域資源を発掘し、街並み整備に活用する必要がある。

これらの整備にあたっては、中心市街地内に点在する遊休地を積極的に活用する必要がある。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、計画期間の中間点である平成 27 年度末における目標数値の集計分析による達成状況を確認し、状況に応じて事業の改善措置を講じることとする。計画期間の最終年度には再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果を実証する。

また、目標指標を補完する参考指標を設定し、フォローアップに反映させる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 1. 中心市街地駐車場整備事業（市民活動センター・まちなか公民館駐車場）</p> <p>○内容 自走式時間制有料立体駐車場の整備</p> <p>○実施時期 H24年度～H29年度</p>	十日町市	<p>【位置付け】 中心市街地の中心部に、時間制有料駐車場を整備することにより、来街者のアクセスの向上を図る。</p> <p>【必要性】 中心市街地に環境に配慮した駐車場を整備し、アクセス性を高めることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（とおかまち地区〈第2期〉））</p> <p>○実施時期 H24年度～H28年度</p>	
<p>○事業名 2. コミュニティガーデン整備事業</p> <p>○内容 中心市街地の遊休地を活用した、地域住民が管理・運営するコミュニティガーデンの整備</p> <p>○実施時期 H25年度～</p>	NPO 法人にぎわい、地域住民、十日町市	<p>【位置付け】 中心市街地内の遊休地を活用して、地域住民等が管理・運営するコミュニティガーデンを整備することにより、市民によるまちづくり活動を促し、地域コミュニティの醸成を図る。</p> <p>【必要性】 市民のまちづくり活動を活性化することは、「活動する人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業と一体となった効果促進事業）</p> <p>○実施時期 H25年度～H28年度</p>	
<p>○事業名 3. 「キナーレ」南側進入路整備事業（市道宇都宮4号線）</p>	十日町市	<p>【位置付け】 「越後妻有里山現代美術館キナーレ」への南側からの進入路を歩行者と車が共存する道路として整備することにより、十日町駅から</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○内容 十日町駅からキナーレへ道路の整備 (L=300m)</p> <p>○実施時期 H24 年度～H27 年度</p>		<p>のアクセスを向上させる。</p> <p>【必要性】 観光誘客施設と駅とのアクセスを高めることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>備 計 画 事 業 (とおかまち地区<第 2 期>))</p> <p>○実施時期 H24 年度～H27 年度</p>	
<p>○事業名 4. 道路消雪施設整備事業 (市道山本高山線)</p> <p>○内容 市道山本高山線に消雪パイプを敷設</p> <p>○実施時期 H24 年度～H25 年度</p>	十日町市	<p>【位置付け】 道路消雪施設を整備することにより、自動車及び歩行者の安全で快適な通行を確保する。</p> <p>【必要性】 安全で快適に移動する環境を整備することは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 防災・安全交付金 (道路事業)</p> <p>○実施時期 H24 年度 (H24 年度国の一次補正を H25 年度に繰越)</p>	
<p>○事業名 5. 歩道照明設置事業 (市道山本高山線、市道川治昭和町線)</p> <p>○内容 市道川治昭和町線及び市道山本高山線に歩道照明を設置</p> <p>○実施時期 H27 年度～H29 年度</p>	十日町市	<p>【位置付け】 歩道照明を設置することにより、歩行者の安全で快適な通行を確保する。</p> <p>【必要性】 安全で快適に移動する環境を整備することは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金 (道路事業と一体となった効果促進事業)</p> <p>○実施時期 H27 年度～H29 年度</p>	
<p>○事業名 6. 細街路整備事業 (市道関口樋口町線、市道栄町 6 号線、市道袋町東 1 号線、市道西浦町 4 号線)</p> <p>○内容 市街地内の狭隘な細街路に蓋付側溝を整備 (L=370m)</p>	十日町市	<p>【位置付け】 未整備の細街路の側溝を蓋付側溝に改修することにより、市民や来街者の安全で快適な通行を確保する。</p> <p>【必要性】 安全で快適に移動する環境を整備することは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (とおかまち地区<第 2 期>))</p> <p>○実施時期 H24 年度～H28 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○実施時期 H24 年度～H28 年度				
○事業名 7. 地域資源活用調査事業 ○内容 地域資源の掘り起こしを行うための市民ワークショップの開催 ○実施時期 H24 年度～H26 年度	十日町市、NPO 法人にぎわい	【位置付け】 中心市街地の歴史的な建造物等新たな地域資源の掘り起こしを行うため、市民ワークショップ等を通じて調査を実施することにより、にぎわいの創出を図る。 【必要性】 市民協働で新たな地域資源の発掘を行うことは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業と一体となった効果促進事業） ○実施時期 H24 年度～H26 年度	
○事業名 64. ポケットパーク整備事業（キナーレ南広場） ○内容 市道宇都宮 4 号線にポケットパークを整備 ○実施時期 H26 年度	十日町市	【位置付け】 キナーレ南側進入路整備と一体的にポケットパークを整備し、歩行者空間の充実を図る。 【必要性】 ポケットパークを整備し、歩行者空間の充実を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（とおかまち地区＜第 2 期＞） ○実施時期 H26 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 8. 十日町病院周辺整備事業 ○内容	十日町市	【位置付け】 十日町病院周辺のアクセス道路やバスレーン、歩道等を整備することにより、来街者のアクセスの向上を		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
十日町病院周辺のアクセス道路やバスレーン等の整備 ○実施時期 H25年度～		図る。 【必要性】 医療機関へのアクセス性の向上及び周辺環境を整備することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 9. 十日町駅高架化検討調査事業 ○内容 線路の高架化について検討・調査 ○実施時期 H23年度～	民間事業者、十日町市	【位置付け】 十日町駅周辺の鉄道線路の高架化について検討・調査を実施することにより、十日町駅の東西の回遊性の向上を図る。 【必要性】 中心市街地の回遊性を向上させることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地には、医療機関、金融機関、教育施設などが多く立地する。また、平成23年度に実施した市民アンケートによると、中心市街地への将来的な要望として「魅力的なお店があって楽しく買い物ができるまち」(27.4%)に次いで、「医療や子育て・福祉、買い物サービスが充実したまち」(26.0%)との回答が多かった。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

今後も高齢化の進行が予想されることから、高齢者向けの生活支援・ケアサービス機能や子育て支援サービス、市民活動の場等を整備する必要がある。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、計画期間の中間点である平成27年度末における目標数値の集計分析による達成状況を確認し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。計画期間の最終年度には、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果を実証する。

また、目標指標を補完する参考指標を設定し、フォローアップに反映させる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 10. (仮称) 十日町市市民文化ホール・中央公民館整備事業</p> <p>○内容 ホール及び市民活動スペース、中央公民館の整備</p> <p>○実施時期 H24 年度～H29 年度</p>	<p>十日町市</p>	<p>【位置付け】 (仮称) 十日町市市民文化ホール及び中央公民館を整備することにより、市民によるまちづくり活動の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 中心市街地に市民活動・交流のための拠点施設を整備することは、「活動する人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【(仮称) 十日町市市民文化ホール】</p> <p>○支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (とおかまち地区<第2期>))</p> <p>○実施時期 H24 年度～H28 年度</p> <p>【中央公民館】</p> <p>○支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) となった効果促進事業)</p> <p>○実施時期 H27 年度～H28 年度</p>	
<p>○事業名 11. 老人デイサービス施設整備事業・子育て支援施設整備事業 (旧田倉跡地活用事業)</p> <p>○内容 サービス付き高齢者住宅及びファミリー向け都市型住宅と一体となった、子育て支援施設、老人デイサービス施設、サテライトクリニック、</p>	<p>民間事業者 (株) ファイン・テン、十日町市</p>	<p>【位置付け】 子育て支援施設及び老人デイサービス施設を整備し、少子高齢化の進行に伴って求められる子育て世代や高齢者への生活サービスを提供することにより、にぎわいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 子育て世代や高齢者への生活サービス機能を強化することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (とおかまち地区<第2期>))</p> <p>○実施時期 H24 年度～H26 年度</p> <p>○支援措置 社会資本整備総合交付金 (暮らし・にぎ</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>オープンスペース、コミュニティカフェ等からなる複合施設の整備</p> <p>○実施時期 H24年度～H27年度</p>			<p>わい再生事業（本町2丁目地区）</p> <p>○実施時期 H25年度～H26年度</p>	
<p>○事業名 12. 市民交流センター整備事業（本町分庁舎）</p> <p>○内容 中心市街地の案内機能や交流・憩いの場を備えた市民交流センターの整備</p> <p>○実施時期 H26年度～H27年度</p>	十日町市	<p>【位置付け】 旧本町分庁舎の1階・2階部分を市民交流センターとして整備し、中心市街地の情報提供や市民の交流、休憩機能を提供することにより、来街機会の増加を図る。</p> <p>【必要性】 市民や来街者のまちなか回遊を促進する交流拠点施設を整備し、にぎわいの創出を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（とおかまち地区〈第2期〉））</p> <p>○実施時期 H26年度～H27年度</p>	
<p>○事業名 13. 市民活動センター・まちなか公民館整備事業</p> <p>○内容 市民団体及び市民のまちづくり活動、文化活動の拠点施設の整備</p> <p>○実施時期 H24年度～H28年度</p>	十日町市	<p>【位置付け】 市民活動・交流のための拠点施設を整備することにより、市民によるまちづくり活動の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 市民活動・交流拠点を整備することは、「活動する人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（とおかまち地区〈第2期〉））</p> <p>○実施時期 H24年度～H28年度</p>	
<p>○事業名 14. 市民活動拠点施設整備事業</p> <p>○内容 空き店舗を活用して中心市街地</p>	十日町市	<p>【位置付け】 空き店舗を活用した市民活動・交流拠点を整備することにより、市民によるまちづくり活動の活性化を図る。</p> <p>【必要性】</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>内で活動する団体の活動・交流拠点の設置</p> <p>○実施時期 H24 年度～H28 年度</p>		<p>市民活動・交流拠点を整備することは、「活動する人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>業と一体となった効果促進事業)</p> <p>○実施時期 H24 年度～H28 年度</p>	
<p>○事業名 15. 市民の健康づくり推進事業（まちなかまちじゅうウォーキングロード）</p> <p>○内容 中心市街地内の総延長約 3.6km のアーケードを利用した、健康づくり運動の推進</p> <p>○実施時期 H25 年度～</p>	十日町市	<p>【位置付け】 市民活動センター内に設置する市民の健康づくり施設を拠点として、中心市街地内約 3.6km のアーケードをウォーキングロードとして活用した健康づくり運動を推進し、市民の健康増進と市民のまちづくり活動の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 市民の健康づくり運動を推進することは、「活動する人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期 H25 年度～</p>	
<p>○事業名 16. 石彫プロムナード活用事業</p> <p>○内容 石彫プロムナードの案内看板設置や散策ルートマップの作成</p> <p>○実施時期 H25 年度～</p>	石彫シンポジウム実行委員会	<p>【位置付け】 平成7年から開催する「十日町石彫シンポジウム」で中心市街地に設置された 66 体の石彫を活用した案内看板等を設置することで、市民や来街者のまちなか回遊を図る。</p> <p>【必要性】 市民や来街者のまちなか回遊を促進することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期 H25 年度～</p>	
<p>○事業名 17. 本町分庁舎ウィンドウギャラリー事業</p> <p>○内容 本町分庁舎アーケード側の展示スペースへの芸術作品の展示</p>	まちなかギャラリー運営委員会	<p>【位置付け】 本町分庁舎 1 階のウィンドウギャラリーに優れた芸術作品を展示することで、市民や来街者のまちなか回遊を図る。</p> <p>【必要性】 市民や来街者のまちなか回遊を促進することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地</p>	<p>○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期 H25 年度～H27 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○実施時期 H23 年度～H27 年度		の活性化に必要な事業である。		
○事業名 18. まちなか「花の情報マップ」作成事業 ○内容 中心市街地の花木や「コミュニティガーデン」の情報を掲載したマップの作成 ○実施時期 H25 年度～	十日町市、NPO 法人にぎわい	【位置付け】 中心市街地内の花木の開花や、「コミュニティガーデン」の情報を掲載したマップを四季ごとに作成することで、市民や来街者のまちなか回遊を図る。 【必要性】 市民や来街者のまちなか回遊を促進することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 H25 年度～	
○事業名 65. (仮称) 障がい者支援センター整備事業 ○内容 喫茶軽食、授産製品のアンテナショップ、相談室、事務室など ○実施時期 平成 27 年度	十日町市、社会福祉法人など	【位置付け】 中心市街地に身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者による活動拠点を整備し、就労の場を確保することで利用者の賃金向上を図り、障がい者の自立を支援する。また、施設に軽食喫茶や市内 8 事業所で作られている「授産製品販売」のアンテナショップを設置し、製品の販売促進と一般市民との交流の機会を図ることで、にぎわいの創出を図る。 【必要性】 障がい者の生活サービス機能を強化することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業と一体となった効果促進事業） ○実施時期 H27 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 19. ラポート十日町周辺地域活性化整備事業</p> <p>○内容 憩いの場、支店機能、催事会場の拡張、駐車場の整備</p> <p>○実施時期 H27 年度～H28 年度</p>	十日町農業協同組合	<p>【位置付け】 ラポート十日町に併設して、無料休憩スペース、ギャラリー、支店機能、駐車場等を備えた施設を整備することにより、にぎわいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 周辺住民や来街者の生活利便性向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 20. 十日町病院改築事業</p> <p>○内容 地域中核病院として二次救急を担う病院の建設</p> <p>○実施時期 H25 年度～</p>	新潟県	<p>【位置付け】 地域中核病院として、主に急性期を中心とした二次救急を担う十日町病院を整備し、生活利便性を向上させることにより、にぎわいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 医療施設の整備により生活利便性の向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 21. 地域子育て応援カード事業</p> <p>○内容 子育て家庭や障がいのある子がいる家庭への、公益施設の利用料減免等のサービスの提供</p> <p>○実施時期 H23 年度～</p>	十日町市	<p>【位置付け】 子育て家庭や障がいのある子どもを育てる家庭を対象に、公益施設の利用料減免や商店街等との連携により、協賛店の商品割引などのサービスを提供する。</p> <p>【必要性】 中心市街地に若者世代が住みやすい環境を整備することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 22. 協働のまちづくり支援拠点運営費補助金</p> <p>○内容 中間支援組織による市民活動の支援拠点の開設及び運営に対す</p>	十日町市	<p>【位置付け】 協働のまちづくりをさらに進めるため、中間支援組織による市民活動の支援拠点の開設及び運営に対し補助することで、市民によるまちづくり活動の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 市民によるまちづくり活動の活性化を図ることは、「活動する人を</p>		

事業名、内容及び 実施時期	実施主 体	中心市街地の活性化を実現するた めの位置付け及び必要性	国以外の支 援措置の内 容及び実施 時期	その他 の事項
る支援 ○実施時期 H24 年度～		増やす」を目標とする中心市街地 の活性化に必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地における人口は減少傾向が続いており、平成 24 年では平成 12 年に対して 12.6%減少している。(5,008 人⇒4,372 人)

65 歳以上の高齢者の割合は増加しており、平成 24 年 3 月 31 日現在、中心市街地の高齢化率は 33.0%と市全体の 31.9%を上回っている。

中心市街地は宅地などの敷地面積が狭く、冬期間の屋根雪の処理スペースや駐車場が確保しにくい等の理由から、転居にあたっては敷地が広い郊外が好まれることも高齢化の一因と想定される。

十日町駅西側では、平成 24 年度末に区画整理事業が完了し、市の玄関口という立地を活かして優良宅地の造成等が進んでいる。

(2) 街なか居住の推進の必要性

中心市街地内の主要な通りにはアーケードや歩道融雪装置、流雪溝が整備されており、降雪期でも安全で快適に買い物等がしやすい環境が整っている。また中心市街地は J R やバス路線など公共交通が整備され、商業施設や医療機関、公益施設などの都市機能が集積しているため、高齢者等にとっては生活利便性が高い地区である。

一方、本市は日本有数の豪雪地帯であることから、除雪にかかる費用負担をいかに軽減すべきかが課題となっている。

さらに、市の人口の 3 人に 1 人が高齢者であり、今後も高齢化率は上昇すると考えられることから、高齢者をはじめとした市民が安全かつ安心に暮らすことのできる生活環境づくりも課題である。

これらの諸課題に対応するために、まちなか居住を進め、コンパクトな都市構造とすることが必要である。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、計画期間の中間点である平成 27 年度末における目標数値の集計分析による達成状況を確認し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。計画期間の最終年度には再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果を実証する。

また、目標指標を補完する参考指標を設定し、フォローアップに反映させる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 23. サービス付き高齢者住宅整備事業・ファミリー向け都市型住宅整備事業（旧田倉跡地活用事業）</p> <p>○内容 空ビル跡地を活用して、サービス付き高齢者住宅50戸、ファミリー向け都市型住宅12戸を整備。</p> <p>○実施時期 H24年度～H27年度</p>	民間事業者 (株)ファミリーン・テン	<p>【位置付け】 老人デイサービス施設や子育て支援施設を併設したサービス付き高齢者住宅及びファミリー向け都市型住宅を整備することにより、安心して快適な居住環境を提供し、まちなか居住の促進を図る。</p> <p>【必要性】 高齢者や子育て世帯が安心して快適に暮らせる居住環境の提供をすることによる、まちなか居住を進めることは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（とおかまち地区〈第2期〉））</p> <p>○実施時期 H24年度～H26年度</p> <p>○支援措置 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（本町2丁目地区））</p> <p>○実施時期 H25年度～H26年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 24. まちなか居住共同住宅供給事業</p> <p>○内容</p>	民間事業者	<p>【位置付け】 まちなか居住人口増加のため共同住宅を供給し、市民の多様な住宅ニーズに応えた良好な住宅建設を誘発することにより、安心して</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>優良な 10 個以上の共同住宅を建設する事業者に事業費の一部を助成。</p> <p>○実施時期 H25 年度～H29 年度</p>		<p>快適な居住環境を提供し、まちなか居住の促進を図る。</p> <p>【必要性】 安心して快適な居住環境の提供による、まちなか居住を進めることは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 25. 克雪すまいづくり支援事業</p> <p>○内容 屋根融雪装置や融雪・耐雪構造にする住宅の建設・改造などの設置への支援。</p> <p>○実施時期 H25 年度～H29 年度</p>	十日町市	<p>【位置付け】 屋根融雪装置を設置した住宅及び融雪・耐雪構造にする住宅の建設・改造に対して、既存制度の嵩上げ助成を行い、雪国でも安心して快適な居住環境を提供して、まちなか居住の促進を図る。</p> <p>【必要性】 雪国でも快適に安心した居住環境の整備のため、屋根雪処理に対する支援をすることは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 26. まちなか住み替え促進事業</p> <p>○内容 中心市街地外から中心市街地内に移住する市民に対し、既存建築物の除却や跡地の緑化等にかかる費用の助成。</p> <p>○実施時期 H26 年度～H29 年度</p>	十日町市	<p>【位置付け】 中心市街地への移住に際して、既存建築物の除却や跡地の緑化等にかかる費用に対して助成することにより、まちなか居住の促進を図る。</p> <p>【必要性】 中心市街地に移住する市民に対して既存建築物の管理に対する不安の解消を図ることは、「暮らす人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

中心市街地の商業環境は、国道 117 号沿いの商店街（本町 1～6 丁目）、駅通り商店街、昭和町通り商店街、高田町 1～3 丁目の 10 の商店街を骨格として形成される。また、十日町駅東側及び市役所庁舎に隣接して合計 3 つの大規模小売店舗が立地する。しかし、中心市街地領域外の西側にある市道高山太子堂線沿線への大規模小売店舗の進出の影響もあり、中心市街地の小売店舗数、従業者数、年間販売額、売場面積はいずれも減少している。

平成 23 年度に実施した市民アンケート調査では、中心市街地に求めるものとして「魅力的なお店があって楽しく買い物ができるまち」との回答が最も多く挙げられている。

(2) 商業の活性化の必要性

中心市街地においては、周辺の大規模小売店舗との差別化によって商業環境の維持・再生を図る必要がある。そのためには、これまでどおりの商業機能の集積のみではなく、十日町市の歴史や文化、芸術といった固有の資源を活用した魅力の創出や、大規模小売店舗への日常的な買い物が困難な高齢者への生活支援などを含めたサービスによって、日常的ににぎわいをつくる必要がある。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、計画期間の中間点である平成 27 年度末における目標数値の集計分析による達成状況を確認し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。計画期間の最終年度には、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果を実証する。

また、目標指標を補完する参考指標を設定し、フォローアップに反映させる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 27. (仮称) 産業・文化発信館整備事業 (旧娯楽会館跡地活用事業)</p> <p>○内容 空きビル跡地を活用して、店舗、交流広場等からなる施設を整備。</p> <p>○実施時期 H24 年度～H26 年度</p>	<p>民間事業者 (株式会社フジタ)</p>	<p>【位置付け】 そばや日本酒、きもの、現代アート等多くの地域資源の情報を発信する機能を持った拠点を整備することにより、市民や来街者の趣味・興味に基づいた交流の場づくりを図る。</p> <p>【必要性】 市民・来街者の交流の場づくりを図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(とおかまち地区<第2期>))</p> <p>○実施時期 H24 年度～H26 年度</p> <p>○支援措置 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(本町5丁目地区))</p> <p>○実施時期 H25 年度～H26 年度</p>	
<p>○事業名 28. 中心市街地にぎわい力アップ事業</p> <p>○内容 とおか市(いち)、にぎわいサタデーの開催、個店研修等</p> <p>○実施時期 H24 年度～</p>	<p>NPO 法人にぎわい</p>	<p>【位置付け】 小学生や高校生が主役となったイベント等を開催することで、多世代の市民がまちづくり活動に参画することを促すとともに、商店街の経営力強化や魅力向上を図る。</p> <p>【必要性】 多世代の市民がまちづくり活動に参画することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業と一体となった効果促進事業)</p> <p>○実施時期 H24 年度～H28 年度</p>	
<p>○事業名 59. 十日町駅ほくほく線高架下観光案内施設設置事業</p> <p>○内容</p>	<p>北越急行(株)、十日町市、一般社団法人十</p>	<p>【位置付け】 中心市街地の玄関口である十日町駅付近に観光案内所を設置することにより、来街者への情報発信面での利便性向上を図る。</p> <p>【必要性】</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>ほくほく線十日町駅高架下に観光案内所を設置する</p> <p>○実施時期 H25年度～H27年度</p>	<p>日町市観光協会</p>	<p>観光案内所を設置することにより、来街者への情報発信面での利便性向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>業と一体となった効果促進事業)</p> <p>○実施時期 H25年度～H26年度</p>	
<p>○事業名 29. 中心市街地空き店舗等活用促進事業</p> <p>○内容 空き店舗等を活用した新規出店者を支援する。</p> <p>○実施時期 H25年度～H29年度</p>	<p>十日町市</p>	<p>【位置付け】 空き店舗等を活用して、店舗等を整備する新規出店者等に対して助成を行うことで、店舗等の連たん性を確保し来街者の増加を図る。</p> <p>【必要性】 店舗等の連たん性を確保し来街者の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期 H25年度～H29年度</p>	
<p>○事業名 30. 地域行事等の年間プログラム化</p> <p>○内容 十日町市において行われている地域行事等の年間プログラム化を図る。</p> <p>○実施時期 H25年度～</p>	<p>一般社団法人十日町市観光協会、NPO 法人にぎわいほか</p>	<p>【位置付け】 地域行事等を年間プログラム化し、一体的に広報することにより、プロモーション効果のアップや効率化を図る。</p> <p>【必要性】 地域行事等のプロモーション効果のアップや効率化を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期 H25年度～</p>	
<p>○事業名 31. 十日町きものまつり</p> <p>○内容 きもの里・十日町を全国にPRするとともに、先人式（成人式）等を通して、きものへの関心を高める取り組みを行</p>	<p>きものまつり実行委員会</p>	<p>【位置付け】 成人式と連動した事業等きもの産地の特性を活かした各種イベントを実施することで、「きもの里・十日町」の情報を発信し、にぎわいの創出と織物産業の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 「きもの里・十日町」を発信し来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業であ</p>	<p>○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期 H25年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
う。 ○実施時期 S51 年度～		る。		
○事業名 32. きものパーティ ○内容 きもの愛好者の拡大ときもの普及を目的に年2回開催。 ○実施時期 H23 年度～	きものパーティ実行委員会	【位置付け】 きものの産地の特性を活かし、きもの愛好者を拡大するためのイベントを実施することで、幅広い年代を対象に「きものの里・十日町」の情報を発信し、にぎわいの創出と織物産業の活性化を図る。 【必要性】 「きものの里・十日町」を発信し、来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 H25 年度～	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 33. 中心市街地まちと個店の魅力掘り起こし事業 ○内容 商業者がまちと個店の魅力・個性を洗い出すとともに、情報発信力を強化するため、各種ニーズ調査やワークショップ、外部の専門家を招へいしたセミナー	十日町商工会議所	【位置付け】 商業者が自らまちや個店の魅力を再発見し、情報発信力を強化することで、中心市街地全体の魅力と競争力を高め高付加価値化を図る。 【必要性】 中心市街地全体の魅力と競争力を高め高付加価値化を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		・支援措置として中心市街地魅力発掘・創造支援事業の活用を予定

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
等を実施。 ○実施時期 H25 年度～				
○事業名 34. 中心市街地情報板設置事業 ○内容 観光イベント情報や行政情報等を発信する情報板を公益施設等に設置。 ○実施時期 H28 年度～	十日町市	【位置付け】 観光イベント情報や行政情報等を発信する情報板を公益施設等に設置することにより、中心市街地の情報発信機能及び利便性を高め来街者のまちなか回遊を図る。 【必要性】 中心市街地の情報発信機能及び利便性を高め来街者のまちなか回遊を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		・支援措置として、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（とおかまち地区く第2期）の活用を予定
○事業名 35. Wi-Fi 環境整備事業 ○内容 中心市街地内の飲食店や公益施設に無料 Wi-Fi スポットを設置。 ○実施時期 H24 年度～H26 年度	十日町市、民間事業者	【位置付け】 市役所本庁舎や本町分庁舎など中心市街地の公益施設や商店街に無料 Wi-Fi スポットを設置し、情報通信機器の利用環境を整備することにより、市民及び来街者の情報受発信面での利便性向上を図る。 【必要性】 情報通信機器の利用環境を向上させることにより、市民及び来街者の情報受発信面での利便性向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 36. 中心市街地活性化促進支援員設置事業 ○内容 中心市街地整備推進機構に支援	十日町市	【位置付け】 NPO 法人にぎわい（中心市街地整備推進機構）の事務局に支援員を配置し、事業の効率的な事業運営及び地元人材の育成を図る。 【必要性】 中心市街地活性化事業の効率的な		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>員を配置する。</p> <p>○実施時期 H25 年度～</p>		<p>事業運営及び地元人材の育成を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 37. きれいな街づくり運動推進事業</p> <p>○内容 商店街と地域が連携した街の美化を推進する。</p> <p>○実施時期 H25 年度～</p>	<p>十日町市商店街振興組合連合会</p>	<p>【位置付け】 商店街（10の商店街組織）と地域が連携して花植え等を行うことで、中心市街地の景観を向上させるとともに、来街者に対するおもてなし意識を醸成する。</p> <p>【必要性】 来街者に対するおもてなし意識を高めることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 38. ゴールドカード事業</p> <p>○内容 高齢者向けカード事業（60歳以上の方にゴールドカードを発行し、中心市街地での買物を推進する）</p> <p>○実施時期 H25 年度～</p>	<p>十日町スタンプ組合</p>	<p>【位置付け】 十日町スタンプ組合発行のTOPカードに高齢者向けのサービスを付加することにより、来街機会の増加を図る。</p> <p>【必要性】 中心市街地への来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 39. 一店逸品事業</p> <p>○内容 商店街が連携した一店逸品事業を実施する。</p> <p>○実施時期 H20 年度～</p>	<p>とおかまち逸品会（個店活性化勉強会）</p>	<p>【位置付け】 商店街における既存商品のPRや魅力の再発見、新商品の創出等を通じて経営革新を進めることにより、個店の経営力強化及び魅力向上を図る。</p> <p>【必要性】 個店の経営力強化及び魅力向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 40. おらちのお宝展</p> <p>○内容 商店街のショーウィンドウを活用して、各商店等のお宝を展示する。</p> <p>○実施時期 H20 年度～</p>	<p>商工会議所商業部会女性部「アネッサ21」</p>	<p>【位置付け】 商店街のショーウィンドウを活用して、各商店等の生活や文化に密着したお宝を展示することにより、来街機会の増加を図る。</p> <p>【必要性】 中心市街地への来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 41. 十日町織物産地特別招待会</p> <p>○内容 観光ツアーと絡めたきもの販売促進イベント</p> <p>○実施時期 H25 年度</p>	<p>十日町商工会議所、きもの流通業界、十日町織物工業協同組合</p>	<p>【位置付け】 これまで首都圏や関西圏で実施していた「染織の祭典十日町フェア」を中心市街地で開催することで、業界関係者の来街機会の増加及び「きもの里・十日町」の情報発信を図る。</p> <p>【必要性】 首都圏や関西圏のきもの業界関係者の来街機会の増加及び「きもの里・十日町」の情報発信を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 42. 十日町伝統的工芸品指定 30 周年記念展</p> <p>○内容 明石ちぢみと十日町緋の伝統的工芸品指定 30 周年を記念して展示会を開催。</p> <p>○実施時期 H25 年度</p>	<p>十日町織物工業協同組合</p>	<p>【位置付け】 明石縮と十日町緋の伝統的工芸品指定 30 周年を記念した展示会を新潟県伝統的工芸品展と同時開催することにより、織物産業やきもの愛好者の来街機会の増加及び「きもの里・十日町」の情報発信を図る。</p> <p>【必要性】 織物産業及びきもの愛好者を中心とした多数の集客及び「きもの里・十日町」の情報発信を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 43. きもの街のキルト展</p> <p>○内容</p>	<p>きもの街のキルト展実行</p>	<p>【位置付け】 商店街のショーウィンドウを活用して、きもの生地を使ったキルト作品展を開催し、織物産業の歴史や発</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>全国から応募のキルト作品のコンテストと、中心市街地の商店街のショーウィンドウを活用したキルト作品を展示する。</p> <p>○実施時期 H16年度～</p>	委員会	<p>展性を情報発信し、まちなか回遊を図る。</p> <p>【必要性】 織物産業の歴史や発展性を情報発信して、まちなか回遊を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 44. 十日町おおまつり</p> <p>○内容 夏の十日町市街地で行われる伝統あるまつり。民謡流しや御輿、万灯などのほか打ち上げ花火も行われる。</p> <p>○実施時期 江戸時代～</p>	各種団体	<p>【位置付け】 民謡流しや御輿、万灯など地域の歴史や伝統を伝える祭りを開催することにより、来街機会の増加を図る。</p> <p>【必要性】 地域の歴史や伝統を伝える祭りを中心市街地で開催することで、来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 45. 生誕地まつり</p> <p>○内容 世界的平和指導者である十日町名誉市民の庭野日敬氏の生誕地まつりにおいて、来訪者のおもてなしに市民によるイベントや特産品市などを開催する。</p> <p>○実施時期 S52年度～</p>	生誕地まつり実行委員会	<p>【位置付け】 庭野日敬氏の生誕地にちなんで全国から多くの関係者が集まる「生誕地まつり」を開催するとともに、市民によるイベントや特産品市などのおもてなしのイベントを行い、来街者との交流促進を図る。</p> <p>【必要性】 市民によるイベントや特産品市などのおもてなしのイベントにより、来街者との交流促進を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 46. チンコロ市</p>	一般社団法人	<p>【位置付け】 市内外で知名度が高くなっている</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>(節季市)</p> <p>○内容 諏訪町通りで毎年1月に伝統的な市を開催する。</p> <p>○実施時期 M10年頃～</p>	十日町市観光協会	<p>「チンコロ」に代表される伝統的な市の開催により、冬期間の来街機会の増加を図る。</p> <p>【必要性】 「チンコロ」に代表される伝統的な市の開催により、冬期間の来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 47. ホワイトミュージアム in 十日町 白い愛の祭典「十日町雪まつり」</p> <p>○内容 「十日町雪まつり」の実施と併せてイベント・キャンペーンを実施する。</p> <p>○実施時期 S25年度～</p>	雪まつり実行委員会	<p>【位置付け】 現代雪まつりの発祥として知られる「十日町雪まつり」を開催するとともに、市民協働による冬のイベント・キャンペーン「ホワイトミュージアム（純白の美術館）」を実施することにより、冬期間の来街機会の増加を図る。</p> <p>【必要性】 知名度の高い「十日町雪まつり」と併せてイベント・キャンペーンを実施することにより、冬期間の来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 48. 十日町市観光土産品コンテスト</p> <p>○内容 十日町市の名物となる優れた土産品の発掘・育成を図るため、コンテストを開催する。</p> <p>○実施時期 H24年度～</p>	一般社団法人 十日町市観光協会	<p>【位置付け】 市内の団体や個人を対象に、コンテスト形式で優れた土産商品を発掘するとともに、認定商品の販売支援を行うことにより、観光客の満足度を向上させ、リピーターの増加を図る。</p> <p>【必要性】 観光客の満足度を向上させ、リピーターの増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 49. コミュニティFM放送事業</p> <p>○内容 コミュニティFMを活用した</p>	民間事業者（株式会社エフエムとおか	<p>【位置付け】 中越大震災後、地域からの要望で開局されたコミュニティFM局を活用して、中心市街地のイベント・地域情報等を発信することにより、来街機会の増加を図る。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>中心市街地や十日町市の情報発信を行う。</p> <p>○実施時期 H18年度～</p>	<p>まち)</p>	<p>【必要性】 市民や来街者に中心市街地のイベント・地域情報を発信することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 50. とおかまち情報誌発行</p> <p>○内容 フリーペーパー情報誌による中心市街地を中心とした情報発信を行う。</p> <p>○実施時期 H18年度～</p>	<p>民間事業者 (株式会社エフエムとおかまち)</p>	<p>【位置付け】 コミュニティ FM 局が発行するフリーペーパーを介して、中心市街地のイベント・地域情報等を発信することにより、来街機会の増加を図る。</p> <p>【必要性】 市民や来街者に中心市街地のイベント・地域情報を発信することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 51. 十菓町スイーツグランプリ</p> <p>○内容 学生が考えるビジネスプランのコンテスト「トオコン」での最優秀プランを基に、地元企業がビジネス化し、スイーツのまちづくりを目指す。</p> <p>○実施時期 H23年度～</p>	<p>民間事業者 (株式会社エフエムとおかまち)</p>	<p>【位置付け】 県内外の大学生を対象としたビジネスコンテストから生まれたスイーツグランプリを実施することにより、多世代の市民がまちづくり活動に参画することを促す。</p> <p>【必要性】 多世代の市民がまちづくり活動に参画することを促すことは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 52. グルメイベント</p> <p>○内容 中心市街地内の飲食店共通のチケットを販売し、食べ歩き、飲み歩きを楽しむまちなかバルやグルメイベントなどを開催。</p>	<p>飲食店有志</p>	<p>【位置付け】 十日町市の食資源のポテンシャルを市内外に広くアピールするため、まちなかバル等のグルメイベントを開催することにより、来街機会の増加を図る。</p> <p>【必要性】 食を通じた来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○実施時期 H25年度～				
○事業名 53. 販売力強化セミナー ○内容 商店街等を対象とした販売力強化セミナーを開催する。 ○実施時期 H24年度～	十日町 専門店 会協同 組合	【位置付け】 商店街等を対象とした販売力強化セミナーを開催し、売り出し企画の内容等を高めることにより、個店の魅力向上と来街機会の増加を図る。 【必要性】 個店の魅力向上と来街機会の増加を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 54. 中心市街地活性化基金による市民活動支援事業 ○内容 基金を設置し、市民によるまちづくり活動を支援する。 ○実施時期 H25年度～	十日町 市	【位置付け】 民間からの寄附による基金を造成し、中心市街地における市民のまちづくり活動を財政的に支援することにより、中心市街地のまちづくり活動を活発化させる。 【必要性】 中心市街地のまちづくり活動に対する市民の関心を高め活性化させることは、「活動する人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 55. 十日町オリジナル観光パンフレット事業 ○内容 既存の各種情報を整理した観光パンフレットを作成する。 ○実施時期 H24年度～	一般社 団法人 十日町 市観光 協会	【位置付け】 中心市街地の商店街や各種団体が持つ情報を網羅した情報マップ等を作成することにより、市民や来街者の情報受発信面での利便性向上を図る。 【必要性】 情報マップ等を作成することにより、市民や来街者の情報受発信面での利便性向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 56. 大地の芸術祭中心市街地プロジェクト ○内容 越後妻有地域の里山を舞台に3	大地の 芸術祭 実行委 員会	【位置付け】 第6回「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」の開催(2015年)に向けて、中心市街地でのアートプロジェクトを実施し、地域コミュニティの醸成を図る。 【必要性】		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>年に1度開催される世界最大の国際芸術祭の中心市街地におけるプロジェクトを進める。</p> <p>○実施時期 H25年度～</p>		<p>中心市街地でのアートプロジェクト実施により、地域コミュニティの醸成を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 57.「とおかまちナビ」サービス事業</p> <p>○内容 スマートフォン用アプリ「Layar（レイヤー）」を活用し、十日町市の情報提供システムを構築する。</p> <p>○実施時期 H23年度～</p>	十日町市	<p>【位置付け】 スマートフォンの「Layar（レイヤー）」アプリケーションを利用して、観光・地域情報を提供することにより、市民や来街者の情報受発信面での利便性向上を図る。</p> <p>【必要性】 市民や来街者の情報受発信面での利便性向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 58. 十日町市観光写真コンテスト</p> <p>○内容 十日町市のさまざまな魅力を捉えていただき、魅力の再発見につなげる「十日町市観光写真コンテスト」を開催する。</p> <p>○実施時期 S55年度～</p>	一般社団法人 十日町市観光協会	<p>【位置付け】 「十日町市観光写真コンテスト」を開催することにより、十日町市の地域資源を再発見するとともに、来街機会の増加を図る。</p> <p>【必要性】 十日町市の地域資源の魅力の情報発信することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 60. 十日町産業フェスタ</p> <p>○内容 地域経済の活性化を図ることを目的としたフェスティバルを開催する。</p> <p>○実施時期</p>	十日町商工会議所	<p>【位置付け】 十日町市の地域資源を情報発信する「十日町産業フェスタ」を開催することにより、市民の地域産業への関心度を高め、地域産業の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 市民の地域産業への関心度を高</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
H20 年度～		め、産業活性化を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>○事業名 61. ホットひと駅事業</p> <p>○内容 市民と連携して商店街の個店等に休憩所を設置するほか、トイレや観光パンフレットの提供を行う。</p> <p>○実施時期 H20 年度～</p>	民間事業者、市民	<p>【位置付け】 商店街の個店や市民が協働して来街者のおもてなしを行う「ホットひと駅」を設置することにより、来街機会の増加を図る。</p> <p>【必要性】 市民が協働して来街者へのおもてなしを行うことは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性
<p>(1) 現状分析</p> <p>J R 飯山線及び北越急行ほくほく線の十日町駅は、本市の玄関口であり十日町地域の交通結節点の役割を担っている。一方で、市内各地区にアクセスできる路線バスは、モータリゼーションの進展に伴う利用者の減少によって、廃止や運行本数の減少が続いている。</p>
<p>(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性</p> <p>鉄道との交通結節点である中心市街地と市内各地区を結ぶ路線バスは、利用者が減少する一方で、高齢化の進行による移動制約者の増加が見込まれることを受け、自家用車を利用できない高齢者等が日常生活を営むうえで欠かせない交通手段として、その維持と確保が課題となっている。</p>
<p>(3) フォローアップの考え方</p> <p>計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、計画期間の中間点である平成 27 年度末における目標数値の集計分析による達成状況を確認し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。計画期間の最終年度には、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果を実証する。</p> <p>また、目標指標を補完する参考指標を設定し、フォローアップに反映させる。</p>

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 66. 中心市街地巡回バス実証実験事業</p> <p>○内容 中心市街地内の巡回バス運行の実証実験を行う。</p> <p>○実施時期 H27 年度</p>	十日町市	<p>【位置付け】</p> <p>中心市街地の活性化施策の一環として、中心市街地における交通のニーズや利便性を調査するために主要施設などを巡回するバスを運行する。</p> <p>この調査の場として、平成 27 年度に開催される「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ 2015」を活用する。</p> <p>【必要性】</p>	<p>○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業と一体となった効果促進事業）</p> <p>○実施時期 H27 年度</p>	

		<p>中心市街地巡回バスを運行することで市民及び来訪者の回遊性、利便性を高め、更なるにぎわい創出の一助とすることができ、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
--	--	---	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 62. 予約型乗合タクシー運行事業</p> <p>○内容 交通空白地区と中心市街地を結ぶ予約型乗合タクシーの運行。</p> <p>○実施時期 H23年度～</p>	十日町市	<p>【位置付け】 市内の公共交通空白地区と中心市街地を予約型乗合タクシーで結び、来街者の利便性を向上させ、来街機会の増加を図る。</p> <p>【必要性】 交通空白地区を解消して、中心市街地への来街機会を増加することは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>○事業名 63. 楽々まちめぐり！電動レンタサイクル「里チャリ」</p> <p>○内容 電動アシスト型自転車「里チャリ」のレンタル。</p> <p>○実施時期 H23年度～</p>	一般社団法人十日町市観光協会	<p>【位置付け】 高低差の激しい中心市街地の回遊性をより向上させるため、十日町駅西口観光案内所に電動アシスト型レンタサイクルを配置し、来街者の利便性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 電動アシスト型レンタサイクルを配置し来街者の利便性の向上を図ることは、「訪れる人を増やす」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		